

香川高等専門学校電気工作物保安規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 香川高等専門学校（以下「本校」という。）における電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安を確保するため，電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号，以下「法」という。）第 42 条第 1 項の規定に基づき，この規程を定める。

(法令及び規程の遵守)

第 2 条 本校の職員は，電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

(規程等の改正)

第 3 条 この規程の改正にあつては，主任技術者の参画のもとに立案し，これを決定する。

第 2 章 保安業務の運営管理体制

(保安業務の組織)

第 4 条 電気工作物の工事，維持又は運用に関する保安業務を行う組織構成は，次の各号のとおりとする。

一 校長は，保安業務を総括管理する。

二 法令及びこの規程に基づく保安業務の監督を的確に遂行するため，主任技術者を選任する。なお，主任技術者は，該当する電気主任技術者免状を有する者のうちから，校長が任命・選任する。

三 電気工作物の保安業務を遂行するため，高松キャンパス及び詫間キャンパス（以下「両キャンパス」という。）に主任技術者の補助者（以下「補助者」という。）を選任するものとする。なお，補助者は別表第 1 の両キャンパスの職員をもつて充てる。

四 保安業務の組織構成図は，別表第 1 のとおりとする。

(管理者の業務)

第 5 条 第 4 条第一号の規程により保安業務を総括管理する校長（以下「管理者」という。）は，電気工作物にかかる次の各号に掲げる保安上重要な事項を決定，又は実施にあつては主任技術者の意見を求めるものとする。

一 年度計画に関すること。

二 重大な事故の対策に関すること。

- 三 災害対策に関すること。
 - 四 電気工作物の建設工事の計画に関すること。
 - 五 その他重要な保安業務に関すること。
- 2 法令に基づいて行う所管官庁に提出する書類の内容が保安業務に関係ある場合には、主任技術者の参画のもとに立案し、決定するものとする。
- 3 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、主任技術者を立ち合わせるものとする。
(主任技術者の実施する事項)

第6条 主任技術者は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 電気工作物の保安教育に関すること。
 - 二 電気工作物の工事に関すること。
 - 三 電気工作物の保安に関すること。
 - 四 電気工作物の運転操作に関すること。
 - 五 電気工作物の災害対策に関すること。
 - 六 電気工作物の保安業務の記録に関すること。
 - 七 電気工作物の保安用器材及び書類の整備に関すること。
 - 八 電気工作物の法定自主点検に関すること。
- 2 主任技術者は、法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の工事、維持又は、運用に関する保安監督の職務を誠実に行わなければならない。
(従事者の義務)

第7条 従事者は、主任技術者が保安のために行う指示に従わなければならない。
(主任技術者不在時の措置)

第8条 主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、管理者があらかじめ指名した職員（以下「代務者」という。）がその職務を行うものとする。

- 2 代務者は、主任技術者の職務並びに指示された事項を誠実に行うものとする。
(主任技術者等の解任)

第9条 管理者は、主任技術者が保安監督の職務を行なうのに不相当と認められるときは、解任することができる。

第3章 保安教育

(保安教育及び訓練)

第10条 主任技術者は、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する職員に対し、必

要な知識及び技能に関する教育を行うとともに、災害その他電気事故が発生した場合の措置等について、必要に応じ指導し、訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第11条 管理者は、電気工作物の設置、改造等の工事計画の立案にあつては、主任技術者の意見を求めるものとする。

2 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するために、電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「補修工事」という。）計画を立案し、管理者の承認を求めなければならない。

(工事の実施)

第12条 電気工作物に関する工事（以下「工事」という。）の実施にあつては、管理者の承認を得て、工事の内容に応じ、作業責任者を選任し、主任技術者の監督のもとにこれを施行するものとする。

2 工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には主任技術者がこれを検査し、保安上支障のないことを確認して引き取るものとする。

3 電気工作物の法定自主検査は、主任技術者のもとで実施しなければならない。なお、実施要領及び検査要領は当該法令に定める検査を行うものとする。

第5章 保守

(巡視、点検、測定)

第13条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、別表第2に定める基準により行うものとする。

2 主任技術者は、巡視、点検及び測定を行うにあつては、あらかじめ実施計画を作成し、管理者の承認を経て実施するものとする。

3 巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、当該電気工作物を修理、改造、移設し、又はその使用の一時停止若しくは制限する等の設置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

4 主任技術者が、巡視、点検及び測定を行うことが困難な場合は、これを外部に委託し、その結果について報告書を提出させるものとする。

(事故の再発防止)

第14条 主任技術者は、事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密

検査を行い、その原因を究明し、再発防止に遺漏のないよう措置しなければならない。

第6章 運転又は操作

(運転又は操作)

第15条 電気工作物の運転又は操作にあつては、機器の性能及び取扱方法を熟知し、常に安全確実に行わなければならない。

2 主任技術者は、電気工作物を安全確実に運転又は操作するため、次の各号に掲げる事項について定めなければならない。

一 平常時及び事故発生時における電気工作物の運転、操作順序、運転方法

二 受配電室、電路等における監視

三 電気工作物の軽微な事故の修理、使用停止、使用制限等の応急措置に関する報告、連絡要領

四 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法

3 主任技術者は、受電用しゃ断器の操作を行う場合は、必要に応じて電気事業者へ連絡するものとする。

(発電設備の相当期間の運転停止及び運転開始)

第16条 主任技術者は、発電設備の運転を相当期間停止する場合は、次の各号に掲げる措置等必要な対策を講ずるものとする。

一 休止設備と運転設備の区分を明確にし、事故防止等必要な対策を講じること。

二 非常用発電設備としての法定機能を確保する為に、主要機器の点検手入れを行い必要箇所に防塵・防錆・防湿等の対策を講じること。

2 主任技術者は、発電設備の運転を相当期間停止した後、運転を開始する場合は、所定の点検を行うほか、必要に応じて試運転を行い、保安の確保に万全を期するものとする。

第7章 災害対策

(防災体制)

第17条 管理者は、非常災害時その他の災害にそなえて、電気工作物の保安を確保するために適切な措置を取ることができるよう次の各号に掲げる事項についての体裁を整備しなければならない。

一 指揮命令及び情報伝達経路

二 予防対策及び機材の整備

第 18 条 主任技術者は、非常災害時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。

2 主任技術者は、災害の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに送電を停止することができるものとする。

第 8 章 記録

(記録)

第 19 条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、次の各号に定めるところにより記録(以下「記録簿」という。)し、これを 3 年間保存しなければならない。

ただし、法定自主検査の記録は、5 年間保存しなければならない。

- 一 改修工事記録(設備台帳、負荷設備台帳等)
- 二 巡視、点検、測定記録(日常巡視点検、定期精密点検等)
- 三 運転日誌(日常巡視点検、故障、軽事故等)
- 四 電気事故記録(故障、軽事故、重大事故報告書等)

2 主要電気機器の保安記録は、別表第 3 に定める設備台帳により記録し、必要な期間保存しなければならない。

第 9 章 責任の分界

(責任の分界点)

第 20 条 電気事業者との保安上の責任分界点は、引込柱に設置した区分開閉器の電源側端子とする。

(校内の需要設備)

第 21 条 校内の需要設備は、別に定める。

第 10 章 整備その他

(危険の表示)

第 22 条 主任技術者は、受電室その他高圧電気工作物等が設置されている場所で危険の恐れのあるところは、人の注意を喚起するよう表示しておかなければならない。

(測定器具類の整備)

第 23 条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類は常に整備し、これを適正に保管しておかなければならない。

(設計図書類等の整備)

第 24 条 電気工作物に関する設計図書、取扱説明書等については、必要な期間整備保存しなければならない。

(手続書類等の整備)

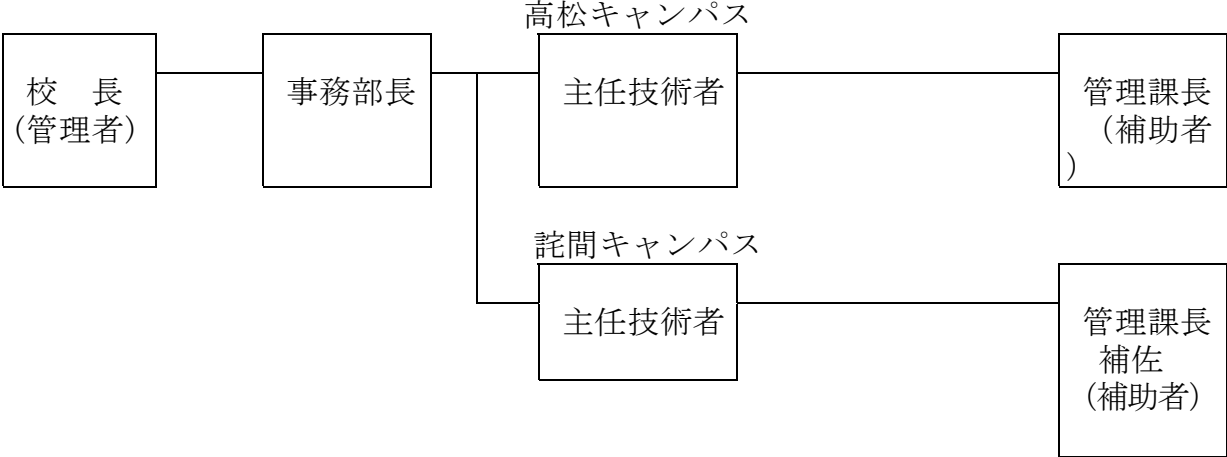
第 25 条 関係各庁，電気事業者等に提出した書類及び図面，その他主要文書については，その写しを必要な期間保存しなければならない。

附 則

この規程は，平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

電気保安業務の組織構成図



別表第3（第19条関係）

電気機器の設備台帳

設備台帳の区分	記録事項
変圧器	1. 定格
高圧用しゃ断器	2. 設置年月日
高圧進相コンデンサー	3. 保修年月日
避雷器	4. 保修の原因・内容
高圧配電盤 (保護継電装置とも)	

別表第2（第13条関係）

電気工作物、巡視、点検、測定基準

対 象		受 電 設 備	配 電 設 備	負 荷 設 備	※ 非 常 用 発 電 設 備
巡 視 点 検	月 例	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上
	精 密	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上
定 期 点 検		年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上
絶 縁 抵 抗 測 定		年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上
接 地 抵 抗 測 定		年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上
そ の 他		必要な場合	必要な場合	必要な場合	必要な場合

※高松キャンパスに該当する。

別表第2（第13条関係）

常用発電設備巡視、点検、測定基準

電気工作物		巡 視		点 検 ・ 測 定		
		周期	巡 視 項 目	周期	点 検 項 目	測 定 項 目
太 陽 光 発 電 設 備	太陽電池 (パネル) (架台)	6月	目視による外観 点検（汚れ、損傷、 緩み、発錆、その 他必要事項）	2年	汚れ、損傷、緩み、 発錆、その他必要 事項	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	接続箱	6月	目視による外観 点検（汚れ、損傷、 過熱、発錆、その他必 要事項）	2年	汚れ、損傷、緩み、 過熱、発錆、その 他必要事項	絶縁抵抗測定
	インバータ	6月	目視による外観 点検（汚れ、損傷、 過熱、発錆、表示 異常） その他必要事項	2年	汚れ、損傷、緩み、 過熱、発錆、 表示異常 その他必要事項	絶縁抵抗測定
	継電器	6月	目視による外観 点検 動作表示異常 その他必要事項	2年	整定値の確認 端子の緩み その他必要事項	動作シーケンス試験
	電 路	6月	目視による外観 点検 その他必要事項	2年	外観、緩み、損傷	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定